

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第29号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第5項各号列記以外の部分中「、本市の事務を法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、本市の事務を法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号中「公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動」を「求職活動に伴い法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為」に、「法第59条第2項」を「同条第2項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「まで」の右に「（前項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項各号列記以外の部分中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)